

下関市市有地等活用定住促進助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市への定住促進を図ることにより新たな定住人口を創出し、人口定住の促進及び地域の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 名義人 不動産登記法（平成16年法律第123号）の規定により登記記録の権利部に、所有権について権利者として記録されている者をいう。
- (2) 納税者 地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する納税義務者をいう。
- (3) 市税 下関市税条例（平成17年条例第88号）第3条で定める市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、特別土地保有税、入湯税及び都市計画税をいう。
- (4) 年度 地方自治法（昭和22年法律第67号）第208条に規定する毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる地方公共団体の会計年度をいう。
- (5) 休日 下関市の休日を定める条例（平成17年条例第2号）に規定する市の休日をいう。
- (6) 併用住宅 住宅に事務所等を併用しているものをいう。

(事業)

第3条 第1条の目的を達成するため、予算の範囲内で下関市市有地等活用定住促進助成金（以下「定住促進助成金」という。）を交付する。

(交付対象者)

第4条 定住促進助成金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 下関市が別に指定する市有地（以下「指定土地」という。）を購入し、名義人となった者
- (2) 指定土地の購入により名義人となった日において下関市外に住所を有

する者（以下「市外移住者」という。）又は下関市に転入した日から1年以内に指定土地の購入により名義人となった者（以下「市内移住者」という。）。ただし、市外移住者については指定土地の購入により名義人となった日から、市内移住者については下関市に転入した日から、それぞれ遡って3年以内に下関市に住所を有したことがある者を除く。

(3) 指定土地に自らが居住の用に供するための家屋を建築し、名義人となった者

(4) 第1号の規定により取得した土地（以下「取得土地」という。）及び前号の規定により取得した家屋（以下「取得家屋」という。）に係る固定資産税及び都市計画税（固定資産税のみの場合を含む。以下「固定資産税等」という。）の納税者

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者

2 前項第1号及び第3号の場合において、取得土地又は取得家屋のいずれかの名義人が交付対象者でない場合であって、当該名義人が交付対象者の配偶者又は子であるときは、交付対象者が取得土地及び取得家屋の名義人であるとみなす。

（定住促進助成金の交付額）

第5条 定住促進助成金の交付額は、申請する年度の前年度の取得土地及び取得家屋の固定資産税等の納付額に相当する額とする。ただし、各年度の上限額は20万円とする。

2 併用住宅の場合の交付額は、居住の用に供する部分に係る取得土地及び取得家屋の固定資産税等の納付額に相当する額とする。

（指定）

第6条 交付対象者の指定を受けようとする者は、指定土地を購入後、速やかに下関市市有地等活用定住促進助成金指定申請書（様式第1号）（以下「指定申請書」という。）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の指定申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、指定することを決定したときは下関市市有地等活用定住促進助成金指定決定通知書（様式第2号）により、指定しないことを決定したときは下関市市有

地等活用定住促進助成金不指定決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（申請の取り下げ）

第7条 交付対象者は、住宅の建設等を中止しようとするときは、書面により前条第1項の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請が取り下げられたときは、当該申請に係る定住促進助成金の指定の決定はなかったものとする。

（交付要件及び交付期間）

第8条 定住促進助成金は、交付対象者が次に掲げる全ての交付要件（以下「交付要件」という。）を満たした場合に交付するものとする。この場合において、交付期間は、取得土地及び取得家屋の両方に最初に固定資産税等が賦課された年度の翌年度を交付初年度とし、以後、10年度間（以下「交付期間」という。）とする。

（1）市税を滞納していないこと。

（2）取得家屋に居住し、継続して住所を有すること（以下「住所要件」という。）。)

2 前項第2号の規定にかかわらず、やむを得ず交付対象者が住所要件を満たすことができない場合であって、交付対象者の配偶者又は子が住所要件を満たすときは、交付対象者が住所要件を満たしたものとみなす。

（交付申請書類の提出）

第9条 第6条第2項の規定により指定を受けた交付対象者（以下「指定交付対象者」という。）が定住促進助成金の交付を受けようとするときは、下関市市有地等活用定住促進助成金交付申請書（様式第4号）に固定資産課税台帳等情報確認承諾書（様式第5号）等（以下「交付申請書類」という。）の必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の交付申請書類は、交付期間中の各年度の4月1日から12月28日までの期間（以下「申請期間」という。）内（休日を除く。）に当該年度分を市長に提出しなければならない。

3 指定交付対象者が前項の申請期間内に第1項の交付申請を行わなかった場合は、当該年度分の定住促進助成金を交付しない。

4 取得土地又は取得家屋が共有名義の場合は、指定交付対象者が他の共有者の承諾を得て記入させた共有名義者承諾書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第10条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、定住促進助成金を交付することを決定したときは、予算の範囲内において下関市市有地等活用定住促進助成金交付決定通知書（様式第7号）により、交付しないことを決定したときは下関市市有地等活用定住促進助成金不交付決定通知書（様式第8号）により交付申請者に通知するものとする。

（交付請求）

第11条 前条の規定により定住促進助成金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、下関市市有地等活用定住促進助成金交付請求書（様式第9号）を速やかに市長に提出するものとする。

（定住促進助成金の交付）

第12条 市長は、前条に規定する請求があったときは、これを審査し、適当であると認めるときは、定住促進助成金を交付するものとする。

（相続人）

第13条 指定交付対象者が死亡した場合は、指定交付対象者の配偶者及び子（以下「相続人」という。）について、次のとおり特例措置を講ずる。

（1）指定交付対象者が申請期間内に死亡した場合は、相続人は、指定交付対象者に代わって当該年度の定住促進助成金の交付を受けることができる。ただし、相続人が複数いる場合は、相続人の代表者（以下「代表相続人」という。）1名が交付を受けるものとする。

（2）前号の規定により定住促進助成金の交付を受けようとする者は、下関市市有地等活用定住促進助成金交付申請相続人届（様式第10号）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

（3）指定交付対象者の死亡により取得土地及び取得家屋を相続し、新たに名義人となった相続人は、第4条第1号から第3号までの交付対象者の地位を指定交付対象者から承継することができ、同条第4号及び第5号に規定する交付要件を満たした場合は、新たに指定交付対象者となることができ

る。ただし、相続人が複数いる場合は、代表相続人1名が指定交付対象者となるものとする。

(4) 前号の規定により新たに交付対象者の指定を受けようとする相続人は、下関市市有地等活用定住促進助成金指定相続人届（様式第11号）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(5) 第3号の規定により新たに指定交付対象者となった相続人が第8条に掲げる交付要件を満たした場合、第9条に規定する交付申請を行うことができる。

(6) 第1号及び第3号に規定する代表相続人は、他の相続人の承諾を得て記入させた代表相続人承諾書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

（関係書類の整備等）

第14条 交付決定者は、指定土地及び家屋に係る登記簿謄本等の関係書類を整備し、当該定住促進助成金を交付した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算

して5年間これを保管しておかなければならない。

（指定の取消し）

第15条 指定交付対象者について、次の各号のいずれかの事由に該当したときは、指定を取り消すものとし、当該取消し事由が発生した日の属する年度の翌年度から定住促進助成金を交付しないものとする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(1) 指定土地の購入により名義人となった日から3年以内に当該土地への家屋の建築が完了しなかったとき。

(2) 取得家屋に居住しなくなったとき。

(3) 取得土地又は取得家屋の所有権がなくなったとき。

(4) 取得土地又は取得家屋が滅失したとき。

(5) その他市長が不相当と認めたとき。

2 指定交付対象者は、前項各号のいずれかに該当したときは、速やかに、当該事由の内容を記した下関市市有地等活用定住促進助成金指定喪失届（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

(調査)

第16条 市長は、この要綱の施行に関し必要と認めた場合は、申請内容及び交付状況等について調査し、又は定住促進助成金の受給者に対して報告を求めることができる。

(定住促進助成金の返還)

第17条 市長は、交付決定者が虚偽の申請その他不正な手段により不当に定住促進助成金の交付を受けたことが判明したときは、期限を定めて、その者に対し支給した定住促進助成金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年1月1日から施行し、同日以後に指定土地の購入により名義人となった者に適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに指定土地の購入により名義人となった者については、この要綱は同日後もその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に交付を決定した補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年12月28日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の下関市市有地等活用定住促進助成金交付要綱に基づき交付を決定した定住促進助成金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。